

学習者用端末等使用条件

大阪市立明治小学校

令和3年4月28日現在

- 1 学習者端末（以下、端末）やモバイルルータ（以下、ルータ）を借り受けた児童と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - （1）学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む）以外の目的で使用しないこと
 - （2）設定等を変更しないこと
 - （3）個人情報等、重要データを保存しないこと
 - （4）他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - （5）目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - （6）セキュリティの維持の努めること
 - （7）ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - （8）他者に使用させ、又は転貸しないこと
 - （9）売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
 - （10）他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - （11）学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合、又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合は、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸付料は無料です。
ルータの通信料は、「学習者用端末等使用条件」に反した利用を行わない限り、無料です。
- 6 貸付期間は、明治小学校に在学する期間です。（2年生から6年生の最大5年間）
※1年生はタブレットを使用します。
- 7 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失届を校長（学校）へ提出してください。端末及びルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。なお、住居侵入等、第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察に被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 8 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。